

情報通信審議会 電気通信事業政策部会  
電気通信番号政策委員会（第37回）

- 1 日時 令和6年9月12日（木）10時00分～11時05分
- 2 場所 Web会議
- 3 出席者
  - (1) 電気通信番号政策委員会構成員（敬称略）  
相田 仁（主査）、河村 真紀子、猿渡 俊介、藤井 威生、森 亮二、山下 東子（以上6名）
  - (2) 総務省  
大村 真一（電気通信事業部長）、五十嵐 大和（電気通信技術システム課長）
  - (3) 事務局  
平松 寛代（番号企画室長）
- 4 議題
  - (1) 一次答申（案）に対する意見募集の結果等について
  - (2) 電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ報告書について
  - (3) その他

【相田主査】 それでは、本日も皆様、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会の第37回会合を開催いたします。

本日、御都合により、柴田委員と三友委員、及び矢入委員は御欠席と伺っております。

まず開催に当たって、事務局より御説明をお願いいたします。

【事務局】 事務局でございます。まずはウェブ会議による開催上の注意事項について御案内いたします。本日の会合の傍聴者につきましては、音声及び資料投映のみでの傍聴とさせていただきます。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただきますので、設定変更をしないようお願いいたします。

また、本日の会合につきましては、記録のため録画をさせていただきます。

次に、構成員におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイク

をミュートにして、映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。御発言を希望される際は、事前にチャット欄にして発言したい旨を全員宛てに書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を指名していただく方式で進めさせていただきます。発言する際には、マイクと映像をオンにして御発言ください。発言が終わりましたら、いずれもオフに戻してください。

接続に不具合がある場合には、速やかに再接続をお願いします。

その他、チャット機能で随時全員宛てに連絡をいただければ対応させていただきます。

注意事項は以上になります。

続いて、配付資料の確認となります。議事次第にございますとおり、資料37-1から37-6の計6点となっております。

事務局からは以上です。

**【相田主査】** 資料につきましてはよろしゅうございますか。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。本日の議事は、一次答申（案）に対する意見募集の結果等についてと、電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ報告書についての主に2件となっておりますけれども、まず議題（1）、一次答申（案）に対する意見募集の結果等についてでございますが、前回会合で取りまとめていただきました本委員会の報告書（案）につきましては、7月19日金曜日に開催された電気通信事業政策部会において一次答申（案）として承認され、7月20日土曜日から8月26日月曜日までの間、意見募集が行われました。本日は寄せられた御意見に対する考え方について検討を行いたいと思います。

それでは、まずは事務局から、意見募集の結果等について御説明をお願いいたします。

**【平松番号企画室長】** 番号企画室の平松でございます。私から御説明させていただきます。資料については、資料37-1及び資料37-2に基づきまして、説明させていただきます。

まず、資料37-1でございます。こちらはいただいたパブリックコメント、それぞれについての事務局の考え方を併せて案としてまとめさせていただいたものとなっております。今回、先ほど相田主査から御説明がございましたが、パブリックコメントについては7月20日から8月26日まで実施いたしました。その結果、意見としては6者の方から頂戴しております。具体的には個人の方5名と、会社としては、KDDI株式会社から御意見を頂戴しているところでございます。

それでは、次のページにめぐりまして、それぞれの御意見とそれに対する考え方を案としてお示ししたいと思っております。

まず、第2章の事業者間における網間信号接続の在り方に関する部分でございます。こちらについては、全体で意見は2ついただきました。

意見1についてでございます。0120、0800については、番号ポータビリティが実現すれば事業者間の競争が促進されるので望ましいと思う。他方、ナビダイヤル0570については必要性が低く、ポータビリティを導入する必要がないものと思われるというところですので、基本的に賛同の御意見として賜りたいと思っております。

また、ダイヤルQ2、0990は、携帯電話090や市外局番099、0996と紛らわしいからサービスそのものを廃止してほしいという御意見を頂戴してございまして、このような御意見を頂戴することは当室としても初めてというところがございまして、御意見として承りますということにさせていただいております。0990については、情報料代理徴収機能という形で電気通信番号計画上はなっております。現在、災害募金サービスとして役務提供されておりますので、こちらについて参考までに触れさせていただいております。

続いて、意見2でございます。着信課金番号のポータビリティは義務化することに賛成、それ以外については、需要が見込めないで義務化を見送ることについても賛成という御意見でございまして、賛同の御意見として賜りたいと思っております。

続きまして、次のページでございますが、固定電話番号における番号ポータビリティの在り方について御意見を頂戴してございます。こちらについては、全体で3つの意見をいただきました。

最初に意見3でございます。まずは、この固定電話番号のポータビリティについては喜ばしいということ、早々に改善、実現することを期待するということですので、賛同の御意見として承りたいと思っております。次のなお書き以下のところですが、読み上げます。「技術的にメタル回線からはポートアウトのみとなることについては、今後、メタル回線が終息していくことは特に問題ないと思われる。だが、条件がある場合はこれを消費者に分かりやすく説明することが重要」という御意見を頂戴してございます。

こちらについてはごもっともと思っております。資料37-2の一次答申(案)ですけれども、私どもとしまして、きちんと周知していくということは当然ながら承知していたのですが、これを読み返してみますと、ガイドラインを策定するかそういったものにつ

いては記載はきちんとしてあるのですが、利用者の方にこういった例外を含めてきちんと周知していくということが明確には記載がなかったのかと思ってございます。

ですので、この御意見は、ほかにも周知に関する御意見を頂戴してございまして、なお書き以下の周知に関する部分を追記してはどうかと思ってございます。読み上げますが、「なお、固定電話番号における事業者間相互の番号ポータビリティの開始については、その実施の例外やガイドライン等の内容を含め、総務省及び関係事業者から利用者に対して適切に周知することが望まれる」ということを追記してはどうかと思ってございます。もしこちらで問題がなければ、考え方の案といたしましては、御意見を踏まえ、一次答申（案）に追記いたしましたという形にさせていただきたいと思ってございます。

意見3の最後、「また」以下のところですけれども、こちらはロケーションポータビリティについてきちんと実施していくのか、どのような方針であるのかということについて御質問いただいているところでございます。ロケーションポータビリティについては、こちらの委員会の第34回でもNTT東西さんから拡大を実施していくというような御意見とか、資料の紹介がございました。このため、こちらについて考え方の案としては紹介させていただいているところになってございます。

続いて、意見4でございまして。令和7年2月から固定電話で番号ポータビリティができるというようなことは案内があってもいいと思うという御意見を頂戴しておりまして、こちらでも周知の関係の御意見でございまして。こちらもごもっともだと思ひまして、今回、この御意見を踏まえ、一次答申（案）に追記いたしましたという形で案としてはさせていただいております。

こちらの関係で最後、意見5でございまして。KDDIさんからの御意見でございまして、まず、固定電話番号のポータビリティについて例外規定を設けることに賛同いたします。また、ポータビリティの実施に当たり、ガイドラインは関係する事業者を交えて丁寧な議論を行い、実運用を踏まえたガイドラインにする必要があると考えますという御意見を頂戴しております。

こちらについては賛同の御意見として承りたいと思っております。また、番号ポータビリティの実施に当たり事業者が遵守すべき事項を示すガイドラインにつきましては、一次答申（案）にも記載のとおり、関係事業者と連携の上、具体的な記載事項等を検討することが望ましいと考えますという形にさせていただいております。

最後のページでございまして。その他というところで御意見を全体で3ついただいております。

います。

まず意見6については、賛同しますという意見がございまして、こちらについては賛同の御意見として賜りたいと思っております。

続いて、意見7でございます。データ通信専用のプランでは090番号を使ってもMNPができないことの改善を希望するという御意見を頂戴してございまして、基本的に番号ポータビリティについては、そもそも事業者さんに一定の負担を課する設備の整備とか、経済的なコストの負担を生じるというものと、利用者のニーズを踏まえて、ポータビリティの義務づけがされてございまして、そういったことを勘案して例外についても規定させていただいているところでございまして、考え方としてはそのことを記載させていただいております。

具体的には音声伝送携帯電話番号のポータビリティについては、利用者のニーズや関係事業者の対応コスト等を踏まえて、実施の例外が記載されております。データ通信専用プランにおける番号ポータビリティの希望については、今回、御意見として賜りたいと思っております。

続いて、意見8でございます。こちらは電気通信番号計画の読み方についての御質問でございまして、「音声伝送携帯電話番号をデータ伝送役務及びショートメッセージサービスのみ用に供する場合を除く」。ここでは例外規定なのですが、この読み方としては、「及び」についてはandなのかorなのかということをお聞きされているような部分でございます。

こちらについては、弊省としては、andということで、音声伝送携帯電話番号を使用し、データ伝送役務とショートメッセージサービスを同時に提供する場合を規定していると考えておまして、そのような回答とさせていただいております。なお、データ伝送役務のみを提供する場合には、データ伝送携帯電話番号を使用することとしておまして、ショートメッセージサービスのみを提供する場合は想定されておりません、ということにさせていただいております。

こちらが全体としてのパブリックコメントを通して出てきた意見でございまして、それに対する事務局としてお示しさせていただいた考え方の案でございました。

また、先ほどちょっと頭出しさせていただきましたが、固定電話のポータビリティに関する周知について、2つの御意見を頂戴してございます。繰り返しになりますが、この部分についてきちんとした、はっきりとした書きぶりがなかったのかと思っております、御意見

を踏まえまして、先ほど申しあげました資料37-2、今、お示ししているような追記を事務局としてはさせていただきたいと思っております。

事務局の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

**【相田主査】** 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明につきまして、御質問、御意見等がございましたら、チャット欄に書いていただければ私のほうから順に指名させていただきますし、それが難しいようでしたら、直接マイクをオンにしてお声かけいただいても結構でございます。

それでは、猿渡先生、よろしくお願いいたします。

**【猿渡専門委員】** どうもありがとうございました。おおむね賛同が多かったということではなかったのではないかと思います。あと、周知に関する意見に関しては一次答申（案）に追記するというので、一次答申（案）がよりよいものになったということはよかったのかなと思っています。

1つだけ、僕も混乱してしまったので経緯を教えてくださいたいのですが、意見7と意見8を読んでよく分からなくなってしまったんですけども、音声伝送携帯電話番号で音声サービスをするときには番号ポータビリティが実現される、それが義務化されているということで、それはそうなんだろうと思うのですが、なぜ音声伝送携帯電話番号にデータ通信専用プランとか、データ伝送とショートメッセージしか提供しないサービスが割り当てられているのかというのがよく分からなかったの、その点を教えてくださいませんか。

**【平松番号企画室長】** 御質問どうもありがとうございます。意見7の関係であると思うんですけども、恐らくデータ伝送役務の番号として、020ができる前の段階で、090、携帯電話番号としてはこの090はかなり古いほうの部類になりますので、このときにデータ通信専用プランが提供されておりまして、それが090で提供があったのかと思っております。020のデータ伝送携帯話番号ができる前に恐らく提供が始まっているので、このような形になっているのかなと推測しているところでございます。

**【猿渡専門委員】** ということは歴史的経緯で、たまたま音声伝送携帯電話番号に、現在は本来割り当てるべきではない番号が割り当てられているパターンがまだ存在しているということですか。

**【平松番号企画室長】** はい、そのように理解しております。

**【猿渡専門委員】** よく分かりました。ありがとうございます。

**【相田主査】** ありがとうございます。ほかの可能性としては、事業者さんの中でプラ

ン変更、音声プランとデータ通信変更のプランとの間でもって番号変更なしにできるような機能を提供していらっしゃる事業者さんがもしかしていらっしゃる、音声プランとして090番号をもらって、その後データ通信専用プランに変更するというようなことができるケースがあるかもしれません。でも、いずれにしても先ほど平松室長からもありましたように、データ専用であれば020のほうに移行してほしいというのがこちらの希望ではあるわけですが、既に090でデータ通信役務のみを提供していらっしゃる方に関して、強制的に返してというようなことは今のところ行っていないということで、そういうケースが起り得るんだと思います。

ほかにいかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ただいまの猿渡先生の御発言も特に考え方、報告書を修正すべしという御意見ではなかったように思いますので、この一次答申（案）への意見に対する考え方、及び修正後の一次答申（案）を本委員会の検討結果として電気通信事業政策部会に報告したいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

【相田主査】 それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

なお、「てにをは」等の形式的な修正が起こる場合がございますので、それにつきましては私に御一任いただければと思います。どうもありがとうございました。

では、続きまして、議題（2）でございますけれども、電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループの報告書でございます。諮問事項のうち検討課題の3、電気通信番号の犯罪利用への対策につきましては、本委員会の下に電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループを設置して、検討してまいりました。本日はワーキンググループの報告書が取りまとめられたとのことでございますので、これについて議論いたしたいと思っております。

まずは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

【平松番号企画室長】 事務局の平松でございます。私から説明させていただきます。

こちらにつきましては、資料37-5、及び資料37-6に基づきまして説明させていただきます。37-5は縦書きのワーキング報告書でございます。37-6はパワーポイント用にこちらの概要をまとめたものになってございます。今日はこの資料37-6のパワーポイントの概要に基づきまして、説明させていただきます。

まず、最初の1ページ目、2ページ目でございますが、先ほど相田主査からも御説明いた

いただきましたとおり、こちらの諮問事項の3つ目で、今回、この議論をさせていただいたというところを経緯として書かせていただいております。詳細については割愛させていただきます。

続きまして、検討の背景でございます。4ページについては、こちらの委員会でも過去に説明させていただきましたが、従来から特殊詐欺など電気通信番号を悪用した犯罪は生じてございます。使われた番号も、当初は携帯電話番号が多かったり、固定電話番号になったり、050IP電話利用の電話番号になったりとか、いろいろと形を変えて、品を変えていろいろなものが起きているところでございまして、依然として深刻な状況と考えてございます。

次のページでございます。最近の傾向といたしまして、現行の電気通信番号使用計画の認定制度ができたのが令和元年になるのですが、総務大臣から認定を受けた事業者が、特殊詐欺の幫助罪という形で逮捕・起訴されて実刑を受けているようなケースも生じておりまして、今回の認定制度というものが、言わば悪用されているような部分が課題として出ているのかなと感じるところでございます。

続いて、6ページ目でございます。電気通信番号については、もともとITUで桁数とかが決められてございまして、これに基づいて、それぞれの国でどのように番号を指定、配分するのかというような裁量が与えられているところでございます。そういう意味では、1桁に0から9の10個しか出ることができないという意味では、10の累乗という形でしか番号というものはない、有限な資源であるところでございます。最近ではいろいろなサービスがどんどん技術の革新とともに出ておりまして、そういう意味では、電話番号に対するニーズが非常に高まっていると。そういう中で犯罪に使われてしまいますと、例えば事業者さんが起訴されて実刑を受けるということになりますと、現実的には休止状態となりますし、また、この番号が犯罪に使われているようなことが分かれば、一時的には事業者さんのほうではすぐにお客様に割り当てはせずにプールしていくというような、番号が死蔵されているような状況が生じておりまして、有限資源性の観点から非常に問題であると感じているところでございます。

続きまして、7ページ目でございます。「電気通信番号を取り巻く社会のあるべき姿」ということでまとめてございまして、基本的には国民生活や経済活動において、有限希少な番号がニーズなどに合わせて適切に利用できる状態にすること。また、番号が使用されているサービスを利用者が安心して使えるようにすることがあるべき姿なんだろうと感じており

ます。

これを実現するためには、電気通信事業を所管する総務省はもちろんのことなのですが、犯罪対策などを見ていらっしゃる警察庁さんとか、実際に番号を使ってサービスを提供されている事業者さんなど、様々な主体がそれぞれの立場で対策を講じて連携していく必要があると考えてございます。特に電気通信事業法では、先ほどの番号の有限資源性を踏まえまして、その適正な管理を目的に番号制度を規定しております。犯罪に利用されている番号については、先ほど申し上げたとおり、一定期間使用されていないケースも多くございまして、これは番号の有限資源性の観点から問題であるとはいえ、電気通信事業法の範疇において一定の対策を講じることが可能と考えられる。まずは電気通信事業法の下で講じられる対策を優先的に検討すること、並行して、事業者による自主的な取組と連携していくことが重要ではないかということが前提として議論が進められました。

また、次のページでございしますが、この番号制度の見直しをする意義でございます。これまでも犯罪対策について何もなかったということではなく、特に事業者と利用者のレイヤーに着目いたしまして、犯罪収益移転防止法とか携帯電話不正利用防止法については、事業者に対して利用者の本人確認などを義務づけるということが進められてございました。一方、現状としては、こちらのページの左下にありますとおり、総務大臣から事業者に対して番号が指定され、認定が行われているという状況ですが、この認定が多段で行われていく中で、この多段で行われた、下のほうの使用者が利用者に番号を提供する場合に、特殊詐欺に関与していくところが非常に多くなっているという意味合いでは、事業者が関与している部分が非常に多いと。そういう意味では、上のレイヤー、総務大臣が事業者を認定する際についてきちんと対処していくことが、番号の有限資源性、番号の適正な管理の観点から必要であるということと、これが特殊詐欺の犯罪対策としても、解決に貢献していくことになろうと思っているところでございます。

9 ページ目は先ほど口頭で御説明した内容を図示してございまして、こちらは割愛させていただきます。

続いて、番号の現行制度についての御説明でございます。11 ページ目でございますが、電気通信事業法の番号制度においては、電気通信番号を使う電気通信事業者はすべからず総務大臣から電気通信番号使用計画の認定を受けることが必要となっております。この認定の審査につきましては、欠格事由の該当性と認定基準適合性をベースに、総務大臣のほうで行うというような立てつけになってございます。欠格事由についてはこちらでお示し

ているとおり、4つの事項が法律上規定されてございます。また、認定基準については、番号の必要性、公平性、効率性の観点から規定させていただいているところがございます、特に犯罪云々についての規定というのは現在ございません。ですので、認定事業者の中で特殊詐欺に関与して起訴されて、判決に至った事業者については、特段、事業法上の対応が行われていないというのが現状でございます。

12ページ以下は現行制度についての詳細な資料になりますので、こちらについても割愛させていただきます。

飛んで、18ページ目になります。18ページ目以降は、具体的にワーキングにおいて関係者の方からヒアリングを行いましたので、その内容について御紹介させていただきたいと思っております。

まず警察庁さんから、電気通信番号を利用した特殊詐欺の現状について御発表いただきました。警察庁さんによれば、令和6年3月現在の特殊詐欺の被害は非常に高く、深刻な状態が続いているような状況でございます。典型的な例といたしましては、先ほど多段の図をお示ししているところがございますけれども、ああいった例が典型的な例としてはあるということございました。特殊詐欺に関与した悪質事業者が逮捕されるケースは複数ありますけれども、会社自体が解散された例は少なく、登記上は存在することが多いので、そのような事業者が経営者や社名を変えるなどして活動を再開することが懸念される場所でございます。そのため、制度上の対応が重要であるところがございます。ですので、認定取消しを含め、このような事業者が市場から排除できるような仕組みが望まれるというような御意見を頂戴いたしました。

また、最近では闇サイトなどで名義貸しというようなことが横行してございまして、短命覚悟で悪意を持って参入してくる事業者が出てまいりますので、その事業者に大量の番号が販売されないような仕組みが望まれるという御意見も頂戴してございます。

続きまして、こちらの構成員でもございます河村構成員から主婦連合会の立場として御意見を頂戴いたしました。まず、電話サービスの詐欺利用については制度整備が必要であるということ。また、番号を悪用する認定事業所については認定を迅速に取り消して、再認定が容易に行われないような制度を整備することが必要であるということ。また、番号の不適正利用のおそれが疑われる事業者については、認定が行われないための仕組みが必要であること。卸提供を含めて番号の提供を行う際には、番号が不適正に利用されないための対策を講ずべきではないかという御意見を頂戴いたしました。

併せて電気通信事業者の皆様から、こういった犯罪対策について自主的な取組をしているのかということについてもヒアリングさせていただきました。具体的に事業者からは、こちらのページにあります①から⑥の取組について御発表があったところでございます。しかし、①から⑥については全ての事業者がこれを行っているということでもなく、やっている部分についても、その粒度についてはばらつきが多くございました。また、事業者さんからは、提供先事業者が怪しいかどうかという判断基準がないので、あらかじめ自分たちで判断することは困難であるということ。また、仮に何かしらの義務づけがされたとしても、過度なものとならないよう、実行可能性の観点からも検討が必要なのではないかという御意見を頂戴いたしました。一方で事業者に対する取組については、既に犯罪収益移転防止法などによって行われている部分もありますので、義務化については問題ないのではないかという御意見もあったところでございます。

続いて21ページ目以降、事業者団体からヒアリングを行いました。まずはJUSA、一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会からの御意見でございます。JUSAにつきましては、これまでも総務省、警察庁、TCAと連携して、番号利用停止スキームをきちんとやっておりましたというような紹介がございました。また、JUSAについては、転送電話サービスを提供されている事業者さんが多く加盟していらっしゃいまして、転送電話というと、残念なことに犯罪に利用されているような印象が強いので、こういったことを払拭すべく、事業者の優良マーク制度みたいな自主的な評価制度を現在考えているところで、構築を予定している取組についての御紹介もございました。

続いて、22ページ目でございます。TCA、一般社団法人電気通信事業者協会さんからの取組について御紹介がございまして、こちらにも具体的には利用停止スキームについて対応しているというような、主な取組について御発表があったところでございます。

続きまして、今後の対策の方向性でございます。このようなヒアリングとか構成員の皆様からの御意見がございまして、以下のような方向性として検討が進められておりました。具体的にいただいた御意見としては、世間的には、総務大臣が行う認定には犯罪に利用されていない適正な利用も含めて認定しているという期待があるので、電気通信事業法の中でその担保が必要なのではないかと。具体的には、認定基準や欠格事由についての見直しが必要なのではないかと。また、番号の不適正利用のおそれが疑われる事業者の認定を行わないための制度上の仕組みが求められる。

また、番号の提供元事業者が提供を行う際に対策を講じることが有効なのではないかと

というような御意見をいただきまして、主に4つ、欠格事由、事業者の取組、認定基準、認定の取消し事由についてそれぞれ検討を進めてきたところでございます。以下、それぞれについて説明させていただきます。

まず、欠格事由の見直しでございます。欠格事由はそもそも行政庁の判断によりまして、許認可の対象として適切ではないと考える者をあらかじめ排除するものでございます。しかし、行政庁の裁量が過大になりますと、もともと一般国民の経済活動の自由を制限するような意味合いもありますので、あらかじめ内容を明確に示すということと、内容について合理性、必要性があることが求められると認めてございます。今回、番号の特殊詐欺の犯罪利用を排除するというようなことを考えますと、実際、特殊詐欺として実刑がある事例です。特殊詐欺というのはもともと法令用語ではございませんので、刑法上は窃盗、詐欺、電子計算機使用詐欺という罪で罰せられていることが多いところございまして、この3つの罪について該当した者について欠格事由に該当することが適当なのではないかというような結論に至ってございます。

次のページは具体的な欠格事由そのものの関係ではないんですけれども、運用についての議論をさせていただきました。今回、刑法犯が欠格事由に入りますと、これまでの電気通信事業法上の認定の欠格事由というのは、基本的には総務省が所管している法令違反のものが対象になってございまして、総務省が所管していない法律に関係するものが今回は入ってくるというものになってございます。そういう意味では、こういった部分についてきちんと総務省が運用できるかどうかポイントとなってございまして、この部分について議論したといったところでございます。他省庁の例を見ましても、所管外の法令を欠格事由として規定している例はたくさんございまして、その運用としては、一般的には欠格事由に該当しない旨の誓約書を提出させた上で、その誓約書に疑義があると認められる場合には、市町村などに犯歴などの照会をしているということが分かったところでございます。

したがって、今回の議論におきましても、認定の申請時に欠格事由に該当しない旨の誓約書を提出させることによって、欠格事由の該当性を判断する運用ができればというような結論になりました。また、この欠格事由の該当性についてもずっと捕捉していく必要があるということですので、現行でも電気通信事業報告規則に基づきまして、年に1回番号の使用状況の報告を求めているところでございますので、この中で欠格事由該当性の有無についても報告を求めることが考えられるというふうにさせていただいてございます。

続いて、欠格事由の2つ目のお話でございます。後ほど説明させていただきますが、今回、

卸提供をする場合には、事業者さんに一定の取組をしていくことを義務づけるということを考えてございます。現行の認定の欠格事由については、先ほど法令についてこのページでもお示ししてございますが、認定の取消しを受けた人に対しての規定がございません。今後、こういった事業者に対して一定の取組を義務づけた場合、この取組の義務づけを行っていない場合については法律違反になりまして、その程度が公共の利益を阻害すると認めるときについては、電気通信事業法第50条の9、第1号に基づいて認定の取消しを行うことが可能になります。

仮にこのような認定の取消しを受けた人が、すぐさま認定の申請を行ったとしても、なかなかこういう取組の義務づけをきちんとやってもらうというような信用性を判断することというのは、その信用は薄いのかなと思っております。一定期間、そのような認定の取消しを受けた者については、欠格事由を入れることが適当なのではないかというような考え方に立ってございます。このため、今般の見直しに合わせまして、認定の欠格事由にそもそも認定の取消しを受けた者を追加することが適当ということも結論として至ったところでございます。

以上が欠格事由の内容でございまして、続きまして、事業者の取組でございまして。今回、欠格事由の追加によりまして、制度上は一定の担保ができるところでございますが、制度上の運用という部分については総務省も一生懸命やりますけれども、やはり限界はあるのかと思っております。実際に番号を使っている事業者さんにおいて、実態面において何らかの取組を行っていくことで有効な取組ができるのではないかと考えてございまして、そういう意味では、先ほども御紹介いただきましたが、卸提供する際に、悪質な事業者に番号が流通されてしまっているような現状がございまして、卸提供する際に何らかの取組の義務づけをすることが必要なのではないかというような結論に至ってございます。ただ、番号と一言で申し上げましてもたくさん種類がございまして、その全てについて義務づけるということは過度になり過ぎると。そういう意味では今回、特殊詐欺に利用されたエビデンスのある固定電話番号、音声伝送携帯電話番号及び特定IP電話番号に限って、この取組を義務づけることが必要なのではないかというような結論に至ってございます。

では、具体的に義務づける内容についてどうするかというところでございますが、31ページ目で一覧にしてございますが、具体的に事業者さんからのヒアリングの中で、自主的に取り組んでいる取組の6つの内容について、義務づけが必要かどうかについて検討を重ねてまいりました。検討の結果、取組の効果とこれを行うことによる社会的影響などを考慮い

たしまして、2つの取組について義務づけを行う必要があるだろうというような結論に至っております。具体的には卸役務を提供する場合には、卸先事業者について電気通信番号使用計画の認定を取っているかどうかを確認するという、また、相手方の利用実績などを踏まえて、提供番号数の制限を行うということ、この2つについて義務づけを行うべきではないかというような結論に至っております。

ただし、それ以外の取組について、金輪際、一切義務づけをしないということではなくて、引き続き番号が犯罪に利用されている状況を踏まえて、必要な場合には、引き続き注視しながら対策を講じていくことが必要であるということ。また、制度面の対応だけではなくて、先ほど御紹介した、JUSAにて自主的な評価制度をこれから考えていって、こういったところときちんと連携を強化して、総務省としても連携を強化して取り組んでいくことが必要であるということについて取りまとめが行われました。

それでは、これ以降、それぞれの取組内容について説明させていただきたいと思います。

まず、1つ目は電気通信番号使用計画の認定の確認でございます。現行制度上は、番号を使用する全ての事業者は総務大臣から電気通信番号使用計画の認定を受ける必要がございます。認定を受けていない事業者に番号の提供を行うことは、そもそもこの認定制度、番号の適正な管理の観点から問題がございます。このため、番号を提供する場合には、この認定を受けているかどうかを義務づけることが適当であると考えてございます。具体的な確認方法といたしましては、指定事業者と非指定事業者については、総務大臣から認定を行う場合に認定証を発行してございますので、これを確認するという。また、みなし認定事業者については、その事業者が作成した標準電気通信番号使用計画を確認するという。と、もともと電気通信事業者であることが必要ですので、登録または届出番号の通知書を確認することが適切なのではないかというような結論に至っております。

この取組の義務づけについても事業者さんからヒアリングさせていただいてございまして、事業者からは、おおむねこのような取組を義務づけることについては賛同の御意見を頂戴いたしました。しかし、一方で2つ御意見を頂戴してございまして、具体的には音声伝送携帯電話番号は対象外としてほしいということ、2つ目は事業者負担の観点から、既存の卸先事業者については、今回、確認することは対象外としてもらって、これから新規の卸をする場合だけにしてほしいというような御意見がちょうどあったところでございます。

まず、1つ目につきましては、既に特殊詐欺に利用されたエビデンスに基づけば、なかなか携帯番号だけを取り除くというような理由もないので、これを対象にすることは合理的

であろうというふうな結論に至っております。

2つ目については、確かに事業者に一定の負担を課すことにはなりますが、今回の義務づけの目的が特殊詐欺での番号利用の排除ということ踏まえれば、事業者の負担がこの目的を超えた理由になるとはなかなか言いにくいということと、既存の卸先事業者の中で既に犯罪に関与している可能性があることも考えますと、なかなか既存事業者だけを対象外にするということはそもそも意味がないのではないかとこのようになりまして、既存も含めて対象とすることが適当であるというふうな結論に至っております。ただし、事業者さんの負担を考慮いたしまして、施行時期については一定の時間を設けるなどの配慮を検討することが適当であるということにさせていただいております。

続きまして、番号提供数の制限でございます。最近では短命覚悟で悪意を持って参入してくる事業者が増加傾向にございまして、こういった番号は一定の期間使用されないケースもございまして、番号の有限資源性から問題でございます。このため、短期間で番号を特殊詐欺に使用する意図を持った事業者が番号を使用できないように、事業実績を確認いたしまして、実績の少ない事業所に対して、提供する番号数は必要最小限に限ることが有効であると考えます。こちらについても、事業者からはおおむね賛成の意見がございました。一方で運用について、次の意見があったところでございます。具体的には、善良な事業者にとって過度な規制とならないようにしてほしい。一律に制限するのではなく、例外規定を設けてほしい。また、例外規定については、事業者の判断に委ねられると運用にばらつきが出ることから、明確な基準を定めてほしい。

今回の取組は継続的に事業を行わず、番号が効率的に使用されないリスクが高い場合を排除するという点に鑑みますと、このようなリスクや蓋然性がない場合まで一律に制限する必要はないと考えられてございまして、事業継続可能性のある番号の効率的な使用が客観的に判断できる場合については、制限の例外として定めることが適当であると考えてございます。例外の基準については、卸先事業者が、電気通信事業を含む業に係る製品・サービスの提供を6か月以上行っている場合とか、法人である場合というようなものが考えられますが、制限も含めて、この例外の具体的な内容については、例えばそもそも法人であれば本当に大丈夫なのかどうか、例外として問題はないのかということも含めまして、電気通信番号の特殊詐欺の悪用の実態とか、関係事業者などの意見も踏まえながら総合的に判断しまして、総務省において検討を進めていく必要があるというふうになってございます。

その検討においては、例外が多く細か過ぎると安定的な運用に支障が生じるということ、また、電気通信事業発展の観点からは新規参入者への過度の規制を行うべきではないこと。また、犯罪の手口を踏まえて不断の見直しが必要であることも考慮する必要があると思っております。また、制限する番号提供数については、事業者による取組を担保するために、ガイドラインではなく省令で規定することとして、必要に応じて改正していくことが適当であるとさせていただきます。

それ以降、見送った取組について4つ御紹介させていただきます。まず、本人確認でございます。本人確認書類に基づいて本人確認を行うものということですが、現行の認定制度でも、そもそもこの相手方が電気通信事業者かどうか。つまり登録か、届出を行っているかどうかについて確認してございます。登録または届出をする場合には、法人であれば登記事項証明書、個人事業主であれば住民票の写しを提出させていただいております。一定の本人確認をしているところになってございます。このため、本人確認を義務づけるということは重疊的な義務づけになりかねませんので、認定の確認だけで足りるのではないかと結論に達しまして、今回、こちらについては見送りということになりました。

続いて、当人確認でございます。当人確認については、本人確認の書類に加えまして、例えば対面またはウェブなんかで、本人確認書類に貼ってある写真とその人本人が同一であるかどうかを確認するようなことを当人確認というふうに法令上は言ってございます。このような本人確認の義務づけについては、既存の法律でも、例えば犯罪収益移転防止法でもハイリスク取引に限定して義務づけられているということと、当人確認の実施を求めることは事業者への負担が大きくなるということを考えまして、今回はこのような取組をする第一歩というところも踏まえまして、まずは認定の確認の確実な実施を優先することで、当人確認については一旦は状況を見るというような結論に至りました。

続いて、与信審査でございます。具体的には、信用会社を通しまして、ブラックリストに載っている会社かどうかを確認するようなことを言ってございます。この与信審査でございますが、確かに事業者さんからは自主的にやっているというような御紹介はあったんですが、確かに与信審査が直接的には犯罪対策というよりは、自分たちへお金が支払われないというような、経営リスクの判断を行うためにやっているというような要素が強いのかと思っております。このため、番号制度の観点からは与信審査の義務づけを行わないというような結論に至りました。

最後、二次卸の禁止でございます。先ほど来御説明させていただいておりますとおり、やはり

卸提供している中で悪質な事業者に番号が流出してしまうような現状を踏まえますと、二次卸を禁止するのはかなり大きな効果があるのではないかというようなことも考えてございます。一方で現実的には、この二次卸を含めて卸提供というものは多く実施されてございまして、特にMVNOさんなんかはすべからず卸提供を受けているところとございまして、これを禁止することの社会的な影響を踏まえますと、非常に大きいのだろうと。そういうことを踏まえまして、今回については、この義務づけについては見送ることが適当というような結論に至りました。

最後、36ページ目とございまして、この取組と実際に犯罪に関与した事業者の関係性について整理した図とございます。犯罪に関与している事業者は大きくまとめまして3分類とございまして、この左側の部分とございますが、そもそも認定を取っていない者、認定を取っていたとしても2つのグループがあるところとございます。まず認定を取っていない者については、電気通信事業法上も直罰はあるんですけども、今回、卸提供する際に卸先事業者で認定の確認をするということで、このような事業者については排除することができると思っております。また、認定があったとしても、1つ目のケースとしては、例えば私の名前を勝手に使ってしまうという他人の名義を無断で使用して申請しているようなケースも考えられます。こちらについては現行でも不実記載、不正な手段で認定を得たということになりまして、認定の取消しの対象とございますので、認定を取り消されたら当然ながら認定がなくなると。そういう意味では、認定の確認をすれば足りるという部分になってございます。

認定があるケースで、最も多いのが②のケースですけれども、先ほども御紹介した闇バイトで名義貸しをするというようなことが非常に多くて、そういう意味では、合意の上で、会社の代表取締役になってもらって、その会社として申請してもらおうというようなケースとございます。こちらについては法令上、幾ら本人確認を厳格にやっても、真正な本人確認書類しか出てこないというようなケースになります。そういう意味では、今回、事業者の取組としては、提供番号数を制限することで一定程度排除することが可能になりまして、今回、取組として2つ行うことによって、一定の、結構大きな効果が期待できるのかと考えているところでございます。

続きまして、認定基準の見直しとございます。38ページ目とございます。現行制度では、認定基準を番号の使用の必要性、公平性、効率性の観点から定めているところでございます。今回、事業者に対して、卸提供の場合の取組義務づけの新設を踏まえまして、認定基準につ

いても、この取組が適切に講じられることを追加することが適切とさせていただいてございます。また、今回、卸提供する際に規律を設けるという意味では、誰から誰に番号が流れていくのかということをしちんと捕捉していくことが重要なのかと思っております。現行でも年に一度、番号の使用状況報告を総務省に出していただいておりますが、具体的にはこの表になります。一番右側のみなし認定については、上から2行目でございますが、卸元事業者名については今現在報告をいただいているという状況でございますので、こちらについても見直しをいたしまして、きちんと誰からもらったのかということを確認していくことが重要なのかと思っております。

最後、認定の取消し事由の見直しでございます。40ページ目でございます。現行制度では認定の取消し事由として、特殊詐欺犯罪への関与に関する規定はございませんが、この50条の9第3号が、欠格事由に該当になった場合には取消し事由ということで規定されてございます。今回、先ほど御説明したとおり、欠格事由を2つ追加いたします。具体的には刑法犯、もう一つは認定の取消しを受けた者ということで2つ追加いたしまして、自動的に認定の取消し事由が追加されることとなりますので、ひとまずはこの状況を踏まえて、様子を見てみればいいのかというような結論に至っているところでございます。

今後の対応でございます。全体の最後のまとめになりますけれども、現行の電気通信番号制度については以下の見直しを行い、対策を着実に講じることが適切というふうにしてございまして、重複になりますが、欠格事由については、刑法犯と認定の取消しをした者を追加するということ。また、欠格に該当しないことを誓約する書面を提出させるということと、欠格事由の該当性については、番号使用状況報告の中でも確認を求めていくということをもとめてございます。また、事業者の取組関係については、電気通信番号の卸電気通信役務を提供する場合については、固定電話番号と音声伝送携帯電話番号、特定IP電話番号に限りますけれども、卸先事業者が認定を受けているということと、事業実績を踏まえた上で、一定の電気通信番号提供数の制限を講じていくということにさせていただいております。また、認定基準については、認定基準に義務づける取組を適切に講じることが追加することによってさせていただいております。

この見直しの具体化に当たっては、関係事業者と連携の上、電気通信事業の発展と電気通信番号の有限資源性のバランスを図りながら検討を行うこととして、着実に運用していくことが重要であると。その上で見直しの施行後はその実効性を必ず評価いたしまして、番号を用いた特殊詐欺を含む様々な犯罪利用の動向を注視いたしまして、必要に応じ、さらなる

対策を検討していくことが適当とさせていただいております。また、電気通信番号の適正な管理につきましては、制度面及び実態面の両面から相互に補完していくことが重要でございまして、総務省はJUSAなどの事業者団体が中心となって構築を検討している評価制度のような、事業者による自主的な取組と引き続き連携を強化していくことが必要であるというようにさせていただいております。

ワーキング報告書の御説明は以上になります。

**【相田主査】** ありがとうございます。

それでは、ワーキンググループの主査を務めていただいております森委員からも、一言コメントをいただければと思います。よろしくお願いいたします。

**【森専門委員】** ありがとうございます。ワーキンググループで主査を拝命していただきました森でございます。

既に平松さんから十分な御説明をいただいたとおりですけれども、今回の制度の見直しは、かなり大きな見直しではあるのですが、ただ、抜本的というか、根本的というか、ぱったりやってしまう考え方ではないんです。電気通信番号は枯れた制度ではありますけれども、新しいサービスに使われて、例えば私どものような法律事務所にも、新たにこういうサービスをしようと思うんだけれどもどうだろうか。それはインターネットを併用するものである場合が多いのですが、そういう相談があったりいたしますし、あと、電気通信番号自体についてある種の経済圏が既に形成されていて、活発に活動しているという中で、犯罪利用対策のためにがらっと環境を変えてしまうと、そういった電気通信番号に基づいて成立している経済、それから新たなイノベーションみたいなものに対して、大きな悪影響を与えてしまうおそれがあるということもまた事実でございます。

ですので、そういう可能性、それからどうしても喫緊に対策しなければいけない犯罪利用というものに立って、これは効果がありそうだから事業者には負担を甘受してもらおうと、これは効果はあるかもしれないけれども、あまりにも制限的になってしまうとちょっとよくないから、一旦見送って、また効果全体を見て採用を検討しようというような、そういう微調整の中で行われた見直しの提案であるということをお理解いただければと思います。どうぞ御意見、御質問をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

**【相田主査】** ありがとうございます。

ただいま森委員及び事務局から御説明いただきました報告書の内容につきまして、御質問、御意見がございましたら、また、チャット欄に御記入いただければ私のほうから順次指

名させていただきますし、それが難しいようでしたら、直接マイクをオンにしてお声かけいただいても結構です。

それでは、まず猿渡委員、お願いいたします。

**【猿渡専門委員】** 猿渡です。非常に大変なワーキンググループだったんだというのが資料から伝わってきます。ワーキンググループ参加の皆様、取りまとめの総務省の皆様、あとヒアリングに協力して下さった皆様にまず感謝したいと思います。ありがとうございました。

特に短命覚悟で悪意がある事業者が出てきて、名義貸しとかで申請されると判別が簡単ではないということから、もう本当に難しい問題なんだと感じたのですが、技術者としてこういうことができるんじゃないかなということ、単なるコメントになってしまうのですが、右上のページ番号で8ページ目、PDFで言うと9ページですね。事業者のレイヤーというのは、基本的にはこの2層なんですか、それともさらにこの孫があるんでしょうか。まず、そこを教えてもらえますでしょうか。

**【平松番号企画室長】** 事務局でございます。猿渡先生、御質問ありがとうございます。

基本的には2層だけではなくて、2層の場合もあるんですけども、それからその孫、ひ孫というのも当然ながらあるところでございます。

**【猿渡専門委員】** なるほど。そこまで行くとちょっと大変かもしれないのですが、詐欺メールに関しては、例えばGメールとか大学のメールを使っているとかなりスパム判定で弾いてくれることを考えると、ある程度のタグを、この辺の番号を渡すときにどの事業者というタグがちゃんとついていれば、あと、ユーザーからの、こういう詐欺電話かかってきた等を申告するデータベースを作っていけば、電話アプリというんですかね、はじけるのではないかなという気もしています。最近だとグーグルの電話だと、特に何もしていなくても、迷惑電話の可能性ありみたいな表示が出るようになってきているので、単なる希望なのですが、例えばJUSAみたいな組織が安全な電話アプリみたいなのを配布してくれて、ちゃんとそういう総務省の電話番号のデータベースと連携して、ある番号を「詐欺電話でした」というのを誰かユーザーが申告すると、そこにひもづいている事業者のスコアが上がって詐欺がはじきやすくなるという、そういう技術的なほうからのアプローチが意外に有用なのではないかと思いました。

すみません、全く文脈を無視しているので、単なるコメントとして受け止めていただければありがたいです。

以上になります。ありがとうございました。

【相田主査】 事務局から何かございますか。

【平松番号企画室長】 猿渡先生、コメントをいただきまして、どうもありがとうございます。確かに諸外国ではそのようなことの対策を講じているようなところを仄聞したこともございまして、そういった対策もあり得るのかなと思って伺ってございました。そういったデータベースを作るとなると、そもそもデータベースに登録されている番号が本当に犯罪に使われているかどうかというような真正性をどのように担保していくのか、それを誰が判断するのかというところも必要になってくるのかと思ひまして、いろいろと検討課題もあるのかなと感じたところでございますが、そのような対策もあるんだろうということで勉強させていただきました。

ありがとうございます。

【相田主査】 私からも補足させていただきますと、特殊詐欺等に使われた個々の番号については、TCAスキーム、あるいはJUSAさんのスキームということでもって、それを使用停止にするような説明が多分どっかにあったのではないかと思うんですけども、多分、今おっしゃっていたのはそれをもう1レベル、事業者の単位で、かつ利用者のほうでもってデータベース等を参照して自衛手段にするというようなことで、今後、そういうことも導入する可能性とかも含めて、また随時見直しを行っていくのかと思ひました。先ほど申し上げたのは、この資料で言いますと21ページあたりに書かれていることで、具体的に特殊詐欺等に使われた個々の番号については、それを停止するスキームが既にあるということをおからは補足させていただきたいと思ひます。

それでは、続きまして山下委員、お願いいたします。

【山下専門委員】 ありがとうございます。私もコメントと質問がありますというふうに書いたんですけども、そのコメントは先ほど猿渡先生がおっしゃったのと同じで、こんなに何段階にも分けて、非常に細かく御検討いただく大変な作業だったということに敬意を表したいと思ひています。

それから、質問ですけども、短く言うと、この新しい対策で、新規の悪質な事業者や利用者を抑え込める、抑止できるのかということと、それから既存の事業者と利用者がいまして、今も多分、リアルタイムで特殊詐欺が番号を使って行われていると思うのですが、こういう人々に対して、どんなふう抑止効果なり、諦めさせる効果があるというふうにかえられるのか、そこがちょっと、2つの効果がなかなか自分でぴんとこなかった、うまく切り分

けられなかったものですから、それを教えていただきたいと思いました。

以上です。

【相田主査】 それでは、事務局、お願いできますか。

【平松番号企画室長】 山下先生、コメントと御質問、どうもありがとうございます。回答させていただきます。

1つ目としては、これから新しく出てくる悪い人、そういった人たちにどういうふうに対応できるのかというところですが、今回、欠格事由に刑法犯とかを追加することによりまして、こういった刑法犯に該当するような人たちについては、あらかじめ認定しないというところで排除することができるということが1つ出てきてございます。それが新しい人たちですね。今、現状の人たちでございまして、欠格事由の関係で言いますと、法律が改正される前のものを原因として適用するというのは不利益的なことになってきますので、施行より前のことを事由に取消しをするというのはなかなか難しいことはあるのですが、一方で現状を見ますと、そもそも認定を取っていないでやっているところも結構な数があると警察庁さんからは聞いているところでございます。

そういう意味では、今回、その卸先事業者に認定しているかどうかということの確認をきちんとしてもらおう。それがしかも既存の事業者も含めてやってもらうということにしてございまして、そういう意味では、現行の人たちについても一定程度は排除することができるのではないかと考えているところでございます。

私からは以上になります。

【山下専門委員】 分かりました。御説明ありがとうございました。

【相田主査】 ほかにいかがでございましょうか。

私から1点、うっかり見逃していたんですけれども、この資料で言いますと、6ページの図です。報告書本体にも同じ図がありますけれども、この図を見ると、国番号の後ろに国内プレフィックスを置く、何か番号形態があるように見えて、それはちょっとまずいかなと思いますので、この絵については差し替えていただいたほうがいいかと思いましたが、これにつきましては、報告書全体の流れから言いますとマイナーなことだと思いますので、終了後、御相談させていただきます。

【平松番号企画室長】 ありがとうございます。ぜひ先生と御相談させていただきまして、御相談した上で修正できればと思います。よろしく申し上げます。

【相田主査】 ほかにいかがでございましょうか。

それでは、本当にワーキンググループの皆様につきましては、インテンシブに御検討いただきまして、ありがとうございました。

ただいま御説明いただきましたワーキンググループ報告書を当委員会として了承し、当委員会の最終報告書として、親会である電気通信事業政策部会に、これにつきましても報告させていただければと思います。先ほど申し上げました6ページ相当の図を含め、多少の修正につきましては私に一任いただければと思います。

それでは、この件のこの後の運び方等につきまして、平松室長から御紹介いただけますか。

**【平松番号企画室長】** 事務局でございます。本日は御議論いただきまして、どうもありがとうございました。ただいま相田主査から御説明いただきましたとおり、本日、御議論いただいた、まずは一次答申（案）への意見に対する考え方、及び修正させていただいた一次答申（案）についても、電気通信事業政策部会に報告したいと思っております。

また、このワーキング報告書については、電気通信番号政策委員会としての最終報告といたしまして、こちらについても電気通信事業政策部会に報告させていただきまして、同部会で御議論いただくこととしてございます。また、今後の委員会の日程などにつきましては別途御案内させていただきます。

以上でございます。

**【相田主査】** ワーキンググループ報告書を踏まえた当委員会としての最終報告書につきましては、基本的に表紙を差し替えるのみで大丈夫だと思っておりますけれども、念のため、最終報告書の形態に整えたものを委員の皆様にお送りして確認させていただきたいと思っております。

あと議題3、その他ということでございますけれども、特に事務局で御用意いただいた内容はないかと思しますので、全体を通じまして、構成員の皆様から何か御発言の御希望がございましたらお受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会の第37回会合を閉会いたします。本日は皆様、お忙しい中御出席いただき、御協力いただきまして、ありがとうございました。